

別表

事業名	交付上限額	対象経費の例
居宅介護支援	5 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用 ・ 建物内外の消毒費用・清掃費用 ・ タブレット等の I C T 機器の購入費用 ・ P C R 検査に係る費用 ・ その他町長が必要と認める費用
相談支援		
訪問介護	10 万円	
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
通所介護		
通所リハビリサービス		
短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
サービス付き高齢者住宅		
居宅介護		
重度訪問介護		
同行援護		
行動援護		
生活介護		
短期入所		
就労継続支援	20 万円	
共同生活援助		
地域生活支援事業		
シルバー人材センター	20 万円	
介護老人保健施設		
介護老人福祉施設		

注 事業所・施設等について、助成の時点で指定等を受けている者であり、各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所等として扱う。また、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として扱う。